

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和 2 年 1 月 30 日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	○		法令に従って、訓練室などのスペースも十分に確保しています。	今後も同様に、適切なスペースの確保と設定に努めて参ります。
	2	○		法令に従った配置ができるよう、管理者・リーダー・運営とミスのない様に三重のチェックを行っています。	今後も同様に、適切な人員を確保・配置できるように努めて参ります。
	3	○		療育を行う空間とリラックスできるエリアを分け、バリアフリー化と声の通りやすい工夫をしています。	今後も同様に利用児童の個々の特性に応じた最善の環境作りを目指して参ります。
	4	○		毎日机や床の清掃と消毒、トイレの清掃と消毒を行い、クッションスペースを作り、体に優しい空間になるように工夫しています。	今後も同様に清潔な空間の維持に努めて参ります。
業務改善	5	○		毎日のミーティングで課題点を話し合い、また解決策を見出し、常に評価を行っています。	今後も同様に業務改善を進めて参ります。
	6	○		保護者様から頂くアンケートやご意見については職員間で話し合いを持ち、ご意向や改善につながるよう図っています。	今後も同様に業務改善を進めて参ります。
	7	○		保護者様からの評価、並びに自己評価の結果を踏まえ、改善内容を事業所の公式 Web サイトにて公開しています。	今後も、毎年 Web 上で自己評価表の公開を行なって参ります。
	8		○	現時点では、明確な第三者からの外部評価は行っておりません。	第三者による外部評価についての取り組みは、本部を中心に検討し、枠組みを構築中です。事業所としては、教育委員の先生から評価ではありませんが、アドバイスを頂いています。
	9	○		事業所内研修は月に 1 回以上は行い、外部研修に参加したもののについては、情報共有を行い、資質の向上に努めています。	今後も研修により職員の資質の向上を図って参ります。
適切な支援の提供	10	○		モニタリング後に保護者面談を行い、聞き取りや課題の見出しを一緒に行っています。それを踏まえ、個別支援会議を行い、支援計画を作成しています。	今後も継続して適切に行って参ります。
	11	○		書類の統一と整備を行っています。また標準化されたアセスメントツールを使用しています。	今後も継続して適切に行って参ります。
	12	○		アセスメントから、支援に必要な項目を選択し、支援内容を方向づけ、個別支援会議を行い、具体的な支援内容の設定を行っています。	今後も継続して項目の選択・支援内容が適切になるように努めて参ります。
	13	○		計画が常に確認できる様、職員が療育へ入る際のファイルにも添付しています。また児童発達支援管理責任者が計画に沿った療育が行われているかどうかを適宜確認しています。	今後も支援計画に沿った支援が行われるように努めて参ります。
	14	○		管理者・児発管・児童指導員・保育士等、様々な立場で意見を出し合いチームで決定しています。	今後も、計画に沿った支援が行われるようプログラムの立案を行なって参ります。
	15	○		活動内容は自社カリキュラムに沿って固定化しないよう行っています。年間計画の他、季節ごとのプログラムは、その年の時事に合うように工夫しています。	今後も同様に固定化しないよう努めて参ります。
	16	○		個別活動と集団活動を特性、発達段階、年齢、保護者のニーズに応じて、計画的に組み込んでいます。	今後も同様に支援計画の作成を行って参ります。
	17	○		毎朝ミーティングを行い、支援内容の打ち合わせと目的や注意事項を話し合っており、確認しています。	今後も同様にミーティングを行い、情報共有に努めます。
	18	○		気になる点等はすぐに児発管へ報告し、共有を行い、対策・改善策を話し合い、翌日のミーティングで周知しています。	今後も同様に振り返りと共有を行っていきます。
	19	○		日々の療育プランを必ず記録として残し、すぐに検討と改善ができる様になっています。	今後も同様に記録を行い、検証・改善につなげていきます。
20	○		6ヶ月以内に必ずモニタリングを行い、支援計画を見直ししています。	今後も同様に、モニタリングと計画の見直しを行って参ります。	
関係機関や保護者との連携	21	○		担当者会議には児発管が参加するよう調整しています。	今後も同様に児発管が参画致します。
	22	○		関係機関と保護者様のお困りごとや、注意点を共有・相談を行い、連携した支援ができるように努めています。	今後も更に関係機関との連携を深めて参ります。
	23	○		医療的ケアが必要な利用児童は、保健医療等の関係機関と連携した手厚い支援を行っています。	今後も医療的ケアが必要な利用児童の場合は、同様に医療機関等と連携した支援に努めます。
	24	○		医療的ケアが必要な利用児童は、情報提供書、及び主治医や保護者様からの注意事項をお聞きして、必要な連絡体制を整えています。	今後も医療的ケアが必要な利用児童の場合は、同様に保護者様、主治医や医療機関等と連携した支援に努めます。
	25	○		個人情報保護の観点から、保護者様からのご要望があった場合に限り、支援目標や内容等の情報を詳しく共有し、相互理解を図っています。	保護者様のニーズに合わせて、今後も関係機関と連携して情報共有を図って参ります。
	26	○		個人情報保護の観点から、保護者様からのご要望があった場合に限り、支援目標や内容等の情報を詳しく共有し、相互理解を図っています。	保護者様のニーズに合わせて、今後も関係機関と連携して情報共有を図って参ります。
	27	○		紹介して頂いた専門機関に定期訪問させて頂き、助言を受けています。また、岡山支援部会などにも参加し、連携や研修を行っています。	今後も同様に連携し、研修に参加し、助言を求めていきます。
	28	○		地域の読み聞かせ会など積極的に参加しています。	今後も機会を捉えて同様に行って参ります。
	29	○		地域部会へ参加して、事業所の説明をさせて頂いています。	今後も機会を捉えて同様に行って参ります。
	30	○		日頃より送迎時や家庭連携等で、児童の様子や状況を保護者様と伝え合い、発達の課題について共通理解を持てるよう図っています。	今後も機会を捉えて共通理解に努めて参ります。
31	○		保護者様が参観できる機会を設け、ご家庭での児童との接し方をご提案させて頂いています。	今後も保護者様への支援に努めます。	
保護者への説明責任等	32	○		契約時には読み合わせを行い、丁寧なご説明を行っています。	今後も同様に丁寧な説明に努めます。
	33	○		6ヶ月以内に見直しを行い、その都度ご説明を行い、保護者様の同意を得た上で、ご署名を頂いています。	今後も同様に丁寧な説明に努めます。
	34	○		モニタリング後に保護者面談を行い、ご相談を受け、助言を行っています。	今後も同様に対応して参ります。
	35	○		保護者会を催し、保護者同士の連携につなげています。	今後も同様に保護者様同士の連携を支援して参ります。
	36	○		苦情対応窓口を設置し、いつでも連絡して頂ける様、整備しています。	今後も引き続き相談や申し入れについては迅速丁寧に対応して参ります。
	37	○		季節ごとに会報の発行を行い、月に 1 度程度は COMPASS 公式 Web サイトのブログにて活動や行事の報告、成長の報告を行っています。	今後も継続して参ります。
	38	○		職員研修で、個人情報の扱いについて学ぶとともに、書類は施錠した書庫に保管し、個人情報の流出がないように配慮しています。また、連携など情報共有のために外部に持ち出す場合でも、氏名を伏せるなどの配慮を行っています。	引き続き個人情報の使用は慎重に取り扱い、保管にも配慮を重ねて参ります。
	39	○		特性を理解しノンバーバルコミュニケーションについては口頭だけでなく、メールや筆談などあらゆる手段を活用して情報伝達に努めています。	今後も同様に、意思疎通を図って参ります。
	40	○		現状では、個人情報保護の観点から、地域住民を招待するなどの行事は行っていません。	保護者様のニーズをききと確認し、同意を頂いた上で、地域住民参画の行事を企画していく。
	非常時等の対応	41	○		マニュアルについて、定期的に研修を行い、対応の仕方や各人の動きについて確認し、訓練を行っています。
42		○		定期的な火事や地震についての避難訓練を行っています。	今後も、定期的に避難訓練を継続して参ります。
43		○		契約時に確認をし、面談ごとに服薬や発作などの変化を確認しています。	今後も継続して児童の健康状態の確認と対処を確認して参ります。
44		○		事業所ではおやつや食事等の提供を行っていませんが、契約時にアレルギーと対応の確認をしています。また行事で食物を口にする場合には、再度アレルギーの有無を確認し、職員に周知しています。	今後もアレルギーに関しては、同様に慎重な対応を行って参ります。
45		○		ヒヤリハットの事例集ファイルを作成し、職員会議にて再発防止について話し合っています。	今後も継続してヒヤリハット事例を記録し、事故防止への対応を重ねて参ります。
46		○		虐待に関する研修を行い、虐待防止マニュアルに沿って対応しています。さらに他の施設や学校、家庭での虐待事案ごとにミーティングを行い、振り返りを行うことで虐待防止に努めています。	今後も継続し、虐待防止に努めます。
47		○		現在身体拘束が必要な児童のご利用はありませんが、利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命又は身体を保護する為により得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得るようにしています。	身体拘束の必要な可能性がある児童の利用が開始になった場合、保護者様や関係医療機関などと十分な話し合いを持ち、了解を得た上で体制を整え、支援計画に記載するよういたしています。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。